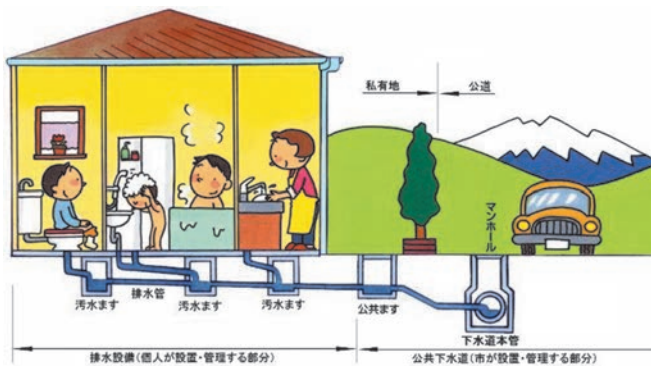


▶ 下水道

問 下水道課 下水道業務係 TEL.774-2740

私たちの家庭の台所や風呂、トイレなどから出る生活排水は、家庭内の排水管を経て、市が設置した下水道本管に集められます。その後、処理場できれいな水となって河川に放流されます。

南魚沼市の下水道は、昭和58年度から整備工事に着手し、平成27年度で市内全域の整備が完了しました。



▶ 下水道に接続してください

下水道が整備されたら、くみ取りトイレは3年以内に、水洗トイレの場合はすみやかに下水道に接続しなければなりません。(下水道法第10条、第11条の3)

市では、下水道接続工事に対して、下記の融資制度を設けています。制度を活用していただき、すみやかに下水道に接続してください。

▶ 排水設備等改造資金融資

自己資金だけでは下水道への接続や排水設備の改造工事費をまかなうことが困難な場合に、金融機関から資金融資を受けることができます。

- ・借入限度額 100万円
- ・利子負担 実質無利子(市が全額補給)
- ・償還期間 48月以内

※借り入れには条件があり、また、金融機関の審査があります。詳しくは下水道課まで

▶ 排水設備の工事は指定工事店へ

下水道への接続やトイレの改造などの工事は、市が指定した排水設備等指定工事店でなければ行うことができません。市への工事手続なども代行して行います。指定工事店の一覧など、詳しくは下水道課まで。

▶ 受益者負担金・分担金

下水道の建設には、多額の費用を必要とします。しかし、公園や道路と異なり、限られた区域内で特定の人だけが利用するため、建設費を全て市税でまかなうことは、利用しない人にも負担させることになり、負担の公平を欠くことになります。そこで、下水道の整備により直接利益を受ける人から、建設費の一部として1回限り負担していただくのが「受益者負担金・分担金」です。

▶ 受益者負担金(市街地とその周辺地域)

受益者負担金は、土地の所有者または借地権などを持つ人に納めていただきます。

▶ 受益者分担金(市街地から離れた地域)

受益者分担金は、排水設備のある建物の所有者に納めていただきます。



くらし

広告

給排水空調・設計・施工

南魚沼市上下水道指定工事店

有限会社 塩谷設備

南魚沼市大里331番地

TEL 782-0891 FAX 782-4932

<https://shioyasetubi.co.jp>

Email : shiohiro@poppy.ocn.ne.jp

NAGUMO BORING

株式会社 南雲ボーリング

Yes! IDO! Yes! IDO!

井戸のことなら 南雲ボーリング

〒949-6402 新潟県南魚沼市吉里694-1

TEL 025-775-7613

QRコード

HP Instagram

